

令和7年度神奈川県 中小企業生産性向上促進 事業費補助金（2次公募） ＜公募要領＞

【対象事業】 生産性向上促進事業

【対象者】 中小企業者等

※令和7年度に生産性向上促進事業費補助金（6月公募、7月公募、8月公簿）の申請をされた方は、2次公募には申請できません。
その他、申請の対象者とならない場合がありますので、詳しくはP.5、10をご覧ください。

【事業実施期間】 交付決定日 ～ 令和8年2月28日（土）

【公募期間】 令和7年9月8日（月）9時 ～ 令和7年10月3日（金）17時
原則として、電子申請システムを利用して申請してください。詳しくはP.22をご覧ください。

【問合せ先】 生産性向上補助金事務局〔受託者：テルウェル東日本株式会社〕
受付時間：平日 9：00～17：00
電話番号：045－315－3755

【ホームページ】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r7.html>

※各様式は、ホームページからダウンロードして下さい。



神奈川県 生産性向上 補助金

検索

【目 次】

内容

I 補助事業について	4
1 事業の目的	4
2 補助制度の概要	4
3 補助対象者	5
4 補助率	6
5 補助要件	6
6 公募期間	6
7 事業実施期間	7
8 審査	11
9 補助金の申請から支払いまでの流れ	13
10 補助対象経費の詳細	14
11 補助対象外経費について	21
II 申請手続きについて	22
1 申請方法について	22
2 申請書類等について	24
3 消費税等の計算について	28
III 補助事業の実施等について（必ず事業実施前にお読みください）	29
1 補助事業の実施	29
2 補助事業の完了	29
IV 実績報告について（必ず事業実施前にお読みください）	30
1 実績報告書類の提出期限	30
2 実績報告書類等の提出方法	31
3 実績報告書類等	32
4 経費支出の証拠書類等について	33

5 実績報告の審査・支払い	37
V 事業計画の変更・補助事業の廃止について	37
1 事業計画の変更等	37
2 補助事業の廃止	38
3 補助事業の遅延	38
VI その他	38
1 財産処分の制限	38
2 補助金の不正行為等に対する処分について	39
3 書類の管理	39
4 県への売上高等の報告	40
5 フォローアップ	40
6 検査	40
VII 相談機関一覧	41



補助金の不正受給は犯罪です！

補助対象経費について、キャッシュバックを受けることにより自己負担額を減らす又はゼロにすることは、補助金の水増し請求となり不正受給に該当します。また、事実と異なる申請や報告を行うことは、虚偽申請・報告に該当します。

軽い気持ちで不正をすると、重大な犯罪になる可能性がありますので、決して甘い誘いには乗らず、くれぐれも適正な申請をお願いします。

不正受給が判明した場合は、警察に通報し、法的措置を講じることがあります。

【申請の前に必ずお読みください】

- 米国関税及び日産自動車生産縮小の影響を受けている又は受けることが見込まれている事業者に対して、一定の加点措置を行います。様式1－6に影響の内容を具体的に記載してください。
- 令和6年度に生産性向上促進事業費補助金や小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金の交付（支払い）を受けた方も、申請の対象となります。
- 今年度、既に生産性向上促進事業費補助金（6月公募、7月公募、8月公募）の申請をされた方は、2次公募には申請できません。
- 神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金や他の補助金との併用申請も可能ですが、同じ事業に対して申請し、両方採択された場合は、どちらか一方を取り下げていただく必要があります。
- 補助対象となる事業は、交付決定日以降に着手（発注・契約・登録・申込等）した事業となります。交付決定日より前に着手した事業は補助金の交付対象となりません。

7

ページ

事業実施期間を
ご確認ください

- 補助金の採択審査は、申請された内容について P. 11 に記載の観点に基づき行います。要件を満たす申請のうち、より事業有効性の高いものについて交付決定を行います。すべての申請が交付決定されるわけではありません。

11

ページ

審査を
ご確認ください

- 本補助金の申請は、申請者が主体的に行ってください。県との連絡担当者を外部に任せている場合は、補助の対象となりません。
- 補助対象経費については、「①機械装置等費」又は「②ITサービス導入費」を必須とします。なお、「②ITサービス導入費」と「③施設工事費」の補助対象経費には上限額の条件がありますので、P. 14～18 をご確認ください。

14

ページ

補助対象経費を
ご確認ください

- 経費の支払いは、金融機関への振込みが原則です。銀行振込及び口座振替（クレジットカード払い・デビットカード払い含む）以外の決済方法で支払われた経費は補助金の交付対象となりませんので、特にご注意ください。

33

ページ

経費支出の証拠書類等を
ご確認ください

I 補助事業について

1 事業の目的

物価高騰や深刻な人手不足など、厳しい経営環境に置かれている中小企業が、「稼ぐ力」の安定・強化を図り、その利益を原資とした賃上げによって、成長と分配の好循環を生み出していくことが重要です。

このため、生産性向上に資する設備導入等に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指します。

2 補助制度の概要

事業区分	補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
生産性向上促進事業	生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備の導入等	○製造工程の改善に資する設備 ○検査工程の改善に資する設備 ○調理工程、サービス提供方法の改善に資する設備など	補助対象経費の1/2以内 ただし、小規模事業者は2/3以内	500万円※ (下限額25万円)

※中小企業者(小規模事業者を除く)については、補助対象経費が50万円(消費税及び地方消費税を除く)以上の事業が対象。

小規模事業者については、補助対象経費が37.5万円(消費税及び地方消費税を除く)以上の事業が対象。

補助対象経費の区分	内容	補助上限額	
① 機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	—	500万円
② ITサービス導入費	補助事業の遂行に必要なITサービスやシステムの導入・開発に要する経費	50万円	
③ 施設工事費※	機械装置等を設置するために必要な最低限の改修工事に要する経費	100万円	

※③のみの申請はできません。また、交付決定後の事由により、①及び②の費目を取り消された場合は、③の費目も併せて取消しとなります。



注意事項

- 同一事業者が複数の申請をすることはできません(複数の屋号を使用している個人事業主も申請は1件となります)。
- 国・県・市町村が補助する他の制度(補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)と重複する事業は本補助金の補助対象外となります。

3 補助対象者

(1) 神奈川県内に事業所を有する「中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)」第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

※系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者も含む）は、補助対象外とします。

※次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、対象外とします。

- ① 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等
- ⑥ 申請時において、確定している直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える小規模事業者（*）

*設立の日の翌日以後 3 年を経過していない場合は、みなし大企業等に該当しないものとする。

ただし、次の場合を除く。

- ・ 特定合併等に係る合併法人等に該当すること。
- ・ 過去 3 事業年度のいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと。
- ・ 外国法人であること
- ・ 過去 3 事業年度のいずれかの時において連結法人に該当していたこと。

(2) 特定非営利活動法人

※特定非営利活動法人は、以下ア～エの要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。

ア 「特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）」第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行うものであること。

イ 従業員数 300 人以下であること。

ウ 「法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）」第 2 条第 13 号に規定する「収益事業」を行う特定非営利活動法人であること。

なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。

エ 認定特定非営利活動法人でないこと。

(3) 社会福祉法人

※社会福祉法人は、以下ア～ウの要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。

ア 「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）」第 32 条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。

イ 従業員数が 300 人以下であること。

ウ 「法人税法」第 2 条第 13 号に規定する「収益事業」を行う社会福祉法人であること。

※令和 6 年度に生産性向上促進事業費補助金や小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金の交付（支払い）を受けた方も、申請の対象となります。

※令和 2～5 年度に実施していたビジネスモデル転換事業費補助金の交付（支払い）を受けた方も、申請の対象となります。

※今年度、既に生産性向上促進事業費補助金（6 月公募、7 月公募、8 月公募）の申請をされた方は、2 次公募には申請できません。

4 補助率

ア 神奈川県内に事業所を有する「中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)」第 2 条第 1 項に規定する中小企業者(イの小規模事業者を除く)、特定非営利活動法人(イの小規模事業者を除く)、社会福祉法人(イの小規模事業者を除く)：1 / 2 以内

イ 神奈川県内に事業所を有する「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成 5 年法律第 51 号)」第 2 条に規定する小規模事業者、従業員数 20 人以下の特定非営利活動法人及び社会福祉法人：2 / 3 以内

※中小企業者と小規模事業者についての詳細は、P. 8 でご確認ください。

5 補助要件

- (1) 本公募要領に沿う事業であること
- (2) 付加価値額を年率平均 1.5%(3 年で 4.5%)以上増加させる計画であること
- (3) 給与支給総額を増加させること
- (4) 令和 6 年 4 月 1 日までに創業していること
- (5) 申請日時点で神奈川県内の事業所で実態のある事業を営んでいること
- (6) 補助対象となる事業を神奈川県内の自社の事業所で実施すること
- (7) 申請者が主体的に事業の遂行をすること
- (8) 様式 1 - 3 に記載する、県が求める事項に誓約していること
- (9) 補助事業実施期間内に、「発注」、「納品、利用等」、「支払い」が完了する事業であること
- (10) 県税の未納がないこと
- (11) 営業許可等を受けている、又は補助事業完了までに許可等を取得する見込みがあること(行政庁の許可等が必要な業種の場合)
- (12) 公序良俗に反しない事業であること
- (13) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと
- (14) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 10 条の規定に基づき、下記のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団

ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうちアに規定する暴力団員に該当する者があるもの

エ 法人格を持たない団体にあっては、代表者がアに規定する暴力団員に該当するもの

6 公募期間

令和 7 年 9 月 8 日(月) 9 時～ 令和 7 年 10 月 3 日(金) 17 時(受信有効)

電子申請システムによる申請について、詳しくは P. 22 をご覧ください。

※各公募締切の末日 17 時まで(受信有効)に提出された申請は全て審査を行います(先着順ではありません)。なお、郵送の場合は当日消印有効とします。

※料金後納郵便・別納郵便は消印が押印されませんので、到達日を消印日として扱います。トラブル防止のため、到達日の分かる方法で送付してください。

7 事業実施期間

交付決定日から令和8年2月28日（土）まで

交付決定日から令和8年2月28日（土）までに実施した事業が補助対象です。交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日（令和8年2月28日（土））までに「納品・工事完了等」及び「支払い」を完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合や、令和8年3月1日（日）以降に「納品・工事完了等」及び「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

また、交付決定後は速やかに補助事業に取り組んでください。補助事業実施期間内に補助事業が完了しなかった場合は補助の対象となりませんので、ご注意ください（P.38 V **3 補助事業の遅延**参照）。

中小企業者・小規模事業者の定義

本補助金は中小企業者（小規模事業者を除く。）と小規模事業者によって補助率が異なりますので、ご確認ください。

（中小企業者の定義）

業 種 (業種分類は、日本標準産業分類に基づきます)	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数 ※1
① 製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②～⑦を除く）	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業（⑥、⑦を除く）	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業・飲食店	5,000 万円以下	50 人以下
⑤ ゴム製品製造業 ※2	3 億円以下	900 人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
⑦ 旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

（小規模事業者の定義） ※3

業 種 (業種分類は、日本標準産業分類に基づきます)	常時使用する従業員の数 ※1
製造業その他	20 人以下
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下

※1 本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含めます）
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員（別居の親族従業員は「常時使用する従業員の数」に含めます）
- ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）
- ・以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等

- ① 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員の数」に含めます。）
- ② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（*）」の所定労働時間比べて短い者

* 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案

して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。パートタイム労働者に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」又は「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。なお、ここでいう1か月とは、本補助金申請月の前月のことです。

※2 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除く。

※3 医師、歯科医師、助産師については、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)」第2条に規定する小規模事業者には該当しないため、常時使用する従業員数に関わらず、小規模事業者となりません。

補助対象者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
・ 個人事業主 ・ 個人開業医 ・ 株式会社 ・ 合名会社 ・ 合資会社 ・ 合同会社 ・ (特例) 有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律) ・ 士業法人 ○ 弁護士法に基づく弁護士法人 ○ 公認会計士法に基づく監査法人 ○ 税理士法に基づく税理士法人 ○ 行政書士法に基づく行政書士法人 ○ 司法書士法に基づく司法書士法人 ○ 弁理士法に基づく特許業務法人 ○ 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ○ 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 ・ 農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。） ・ 事業協同組合 ・ 事業協同小組合 ・ 信用協同組合 ・ 協同組合連合会 ・ 企業組合 ・ 協業組合 ・ 商工組合 ・ 商工組合連合会 ・ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小企業者に該当する者であるもの（組合員が一般消費者等である生活協同組合等は対象となりません。） ・ 特定非営利活動法人 ・ 社会福祉法人	・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者も含む） ・ 大企業（みなし大企業を含む） ・ 特別の法律により設立された法人 ○ 医療法人 ○ 宗教法人 ○ 学校法人 ○ 農事組合法人 ○ 商工会・商工会議所 ○ など ・ 一般社団法人、公益社団法人 ・ 一般財団法人、公益財団法人 ・ 任意団体 ・ 複数の法人及び個人事業主による事業実施場所が同一の場合の重複申請者 ※住所が同一の場合など ・ 実態のある事業を営んでいない事業者 ・ 令和6年4月1日時点で創業していない事業者

8 審査

(1) 補助金の採択審査は、申請された内容について次の観点に基づき審査を行った上で補助金の交付事業者を決定します。

区分	内容
①要件審査	○ 対象事業者であるか ○ 補助要件を満たしているか ○ 申請書類に不備・不足がないか ○ 補助事業に必要な経費と認められるか ○ 見積書の内容が適正であり、補助対象外経費が含まれていないか
②事業有効性審査	○ 生産性向上促進事業計画の妥当性 ・公募要領に沿った事業計画であるか ・事業計画の内容が具体的で審査に必要な情報が盛り込まれているか ・公的資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業計画ではないか ・自社の強み、弱みを適切に分析し、その分析を活かした計画であるか ○ 生産性向上促進事業の実現可能性・収益性 ・取り組む内容や現在の実施方法から、事業収支計画書の実現性、継続性があり、付加価値額が3年で4.5パーセント以上増加する実現可能性のあるものと判断できるか ・増加した付加価値額を、給与にも適切に分配する計画であるか ・生産性向上を達成するために、必要な経費であるか。また、採算の取れる投資額であるか ・財務状況から、適切な投資額であり、実現可能な資金計画であるか ・継続して補助事業に取り組んでいくと認められるか
③加点項目	○ 「パートナーシップ構築宣言」をし、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト内「登録企業リスト」に企業名の掲載がある (宣言日が申請日までのものに限る。) ○ 「事業継続力強化計画(単独型・連携型)」の認定を受けているか又は申請をしている (認定を受けている場合は認定書を、申請中の場合は事業継続力強化計画電子申請システムの「申請履歴画面(ステータスが(受付済)または(審査中)であること)」の写し等を提出していること。) ○ 「事業承継計画書」を作成している(神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター、経営革新等支援機関、弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等の国家資格の有資格者の裏書きがあることが加点の条件になります。) ○ 米国関税及び日産自動車生産縮小の影響を受けている又は受けることが見込まれている事業者である(様式1-6に影響の内容を具体的に記載した上で提出していること。)

※加点項目の「パートナーシップ構築宣言」の概要、登録方法等の詳細については、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/> をご確認ください。

※加点項目の「事業継続力強化計画」の概要、申請方法等の詳細については、中小企業強靱化支援ポータルサイト <https://kyoujinnka.smrj.go.jp/> をご確認ください。

※加点項目の「事業承継計画書」の概要、作成支援等の詳細については、神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターのサイト <https://kanagawa-shoukei.jp/> をご確認ください。

(2) 審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を送付します(電子申請の場合は、電子申請システムにて通知)。

※要件を満たす申請のうち、より事業有効性の高いものについて交付決定を行います。すべての申請が交付決定されるわけではありません。



ポイント

生産性向上促進事業費補助金は、左記の審査基準により、事業有効性審査を行います。事業計画書(様式1-3)により、設備導入で生産性が向上する事業計画であることを審査員に伝える必要があります。

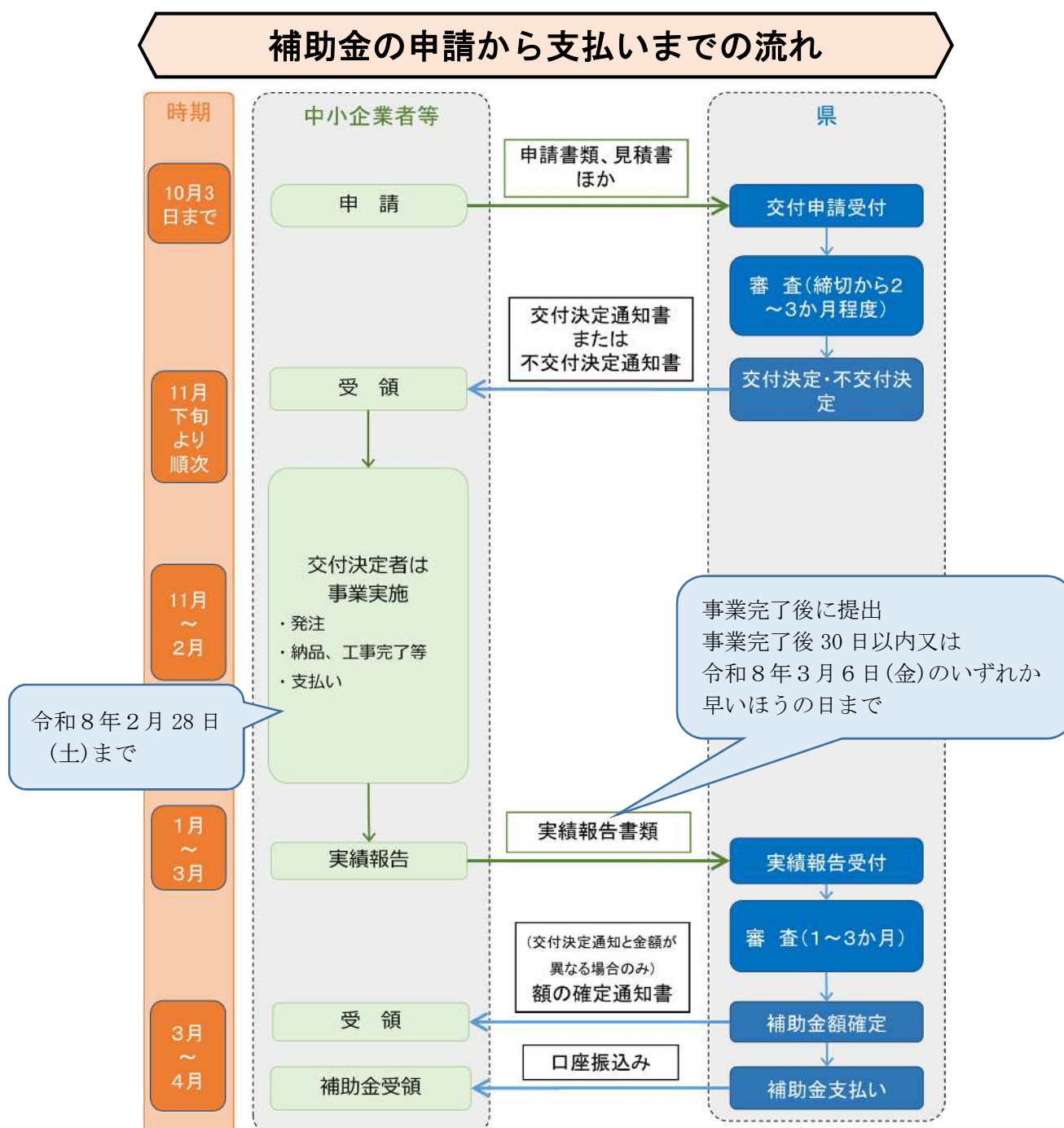
申請内容について、相談したいことやお悩みがある方は、P.41の相談機関一覧に掲載している機関にご連絡ください。

事業計画の作成支援について助言いただけますので、まずはご相談を！

9 補助金の申請から支払いまでの流れ

○書類による審査にて、交付・不交付を決定します。

○交付決定された場合は、県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業（交付決定を受けた事業）に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の審査（必要に応じて行う現地調査）により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。交付決定額と振込み金額が異なる場合のみその旨通知しますが、交付決定額から変更がない場合は、特段の通知や連絡はしません。なお、交付決定前の着手は認められません。



10 補助対象経費の詳細

補助対象となる経費は、以下のとおりです。

補助対象 経費の区分	内容	補助上限額	
① 機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	—	500 万円
② I T サービス導入費	補助事業の遂行に必要な I T サービスやシステムの導入・開発に要する経費	50 万円	
③ 施設工事費	機械装置等を設置するために必要な最低限の改修工事に要する経費	100 万円	

（補助対象経費全般に関する留意事項）

ア 当該事業の実施のためだけに使用するものが補助対象となります。

イ 補助対象となる経費は、補助対象期間内（交付決定から令和 8 年 2 月 28 日（土））に発注（契約）から支払いまで済んでいるものに限り、サブスクリプションサービス等月額利用料金についても、令和 8 年 2 月 28 日（土）までに支払いが完了している分まで（前払いの場合は、2 月 28 日までの分）が対象となります。1 か月に満たない期間分の経費については、日割りで計算します。

ウ 支払いをしたことが分かる証拠書類が保管されているもののみが補助対象となります。

エ 支払いは、振込及び口座振替のみを認めます（現金、手形、小切手、相殺払等は認めません）。口座振替のうちクレジットカードでの支払いについては、カード名義が申請者と同一であること、支払（決済）日が補助対象期間内であること、1 回払いであることが補助対象経費の条件となります。

オ 補助事業に関する書類は、補助事業以外の書類と区分し、見積書、発注書、納品書、請求書、支払いの証拠書類といった順に、取引の流れに添って保管してください。

カ 補助対象経費は、原則として、県内に事業所を構える業者から調達してください。県内に事業所を構える事業者から調達できない場合、その他特別な理由がある場合を除いて、県外事業者（県内に事業所を構えていない事業者）からの調達した場合は補助対象外となります。

①機械装置等費

補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

- ・補助事業を実施するために必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象となります。（ただし、補助事業を実施するために必要な機械装置等でも乗用車など汎用性の高い機械装置等は補助対象外です。）

また、補助事業を実施するために必要な機械装置等の導入と一体で行う、改良^{※1}又は据付け^{※2}に要する経費も補助対象となります。

- ・中古品購入の場合を含め、単価50万円（税抜）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。

（P. 38 VI **1 財産処分の制限**参照）

※1「改良」とは、補助事業で購入した機械設備の機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。

※2「据付け」とは、補助事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。
土地の改良にあたる整備工事や基礎工事は対象外です。

【補助対象となる経費 例】

- 製造工程の改善に資する設備
NC 工作機械、マシニングセンタ、ロボット、溶接機、バリ取り機 等
- 検査工程の改善に資する設備
自動検査装置、光学・精密測定器 等
- 調理工程、サービス提供方法の改善に資する設備
オーブン、ミキサー、冷凍冷蔵庫、自動調理器、真空包装機 等
- 注文・会計業務の効率化に資する設備
自動精算機、キャッシュレス機能付き券売機 等
- 運送・物流の効率化に資する設備
フォークリフト等の補助事業専用を使用する特殊自動車、ハンドパレット 等
- 品質の向上、リードタイム短縮に資する設備
業務用印刷機、業務用スキャナー 等
- その他生産性向上に資する設備及びその導入に係る運搬費等

※機械装置等費の対象となるCAD等考え方

NC工作機械やマシニングセンタ等の機械装置と一体となって導入するソフトウェアの費目は「機械装置等費」となります。

事例	経費の判定	
	機械装置等費	IT サービス導入費 (上限 50 万円)
マシニングセンタを補助事業として購入した。 当該マシニングセンタに内蔵されている CAD	○	×
マシニングセンタを補助事業として購入した。 併せて CAD も導入する。	○	×
CAD ソフトのみ購入する。	×	○
既存マシニングセンタに内蔵されている、 CAD を更新する。	×	○

【補助対象とならない経費 例】

- 単なる設備の更新で生産性の向上に繋がらないもの
- 執務環境の改善等、生産性向上に直接寄与しないもの
- 汎用的に使用可能な機械（自動車（トラック等も含む）、電話機、スマートフォン、事務用プリンター、複合機、ユニット等）
- 部品を購入し、自社で組立てを行うもの
- 外注先に設置する等、自社事業以外にも使用できると判断されるもの
- 各種保証・保険料・保守料（メンテナンス料）、管理料など機器・設備の導入に要する経費ではないもの
- （ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）
- 機械装置等の修理費用
- 金型の製作費用
- 楽器、娯楽・遊戯機器と認められるもの

② I T サービス導入費（補助上限額：50 万円）

補助事業の遂行に必要な I T サービスやシステムの導入・開発に要する経費

- ・補助事業のために使用される専用ソフトウェア・クラウドサービスの購入・開発に要する経費が補助対象となります。
- ・導入する I T サービスやシステムの月額・年間の利用料・契約料は、補助対象となります。
- ・単価50万円（税抜）以上の I T サービス導入費は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。（P. 38 VI1 財産処分の制限参照）

【補助対象となる経費 例】

- ECサイト作成・改修費
- 会計管理ソフト導入費
- 顧客管理ソフト導入費
- 在庫管理システム導入費
- R P A 導入費
- オーダーエントリーシステム導入費
- W E B 会議システムサービス導入費
- W E B 予約、キャッシュレス決済、セルフ（無人）レジ等、システムの月額・年間利用料（ただし、補助事業実施期間分の月割り計算とし、1月に満たない日数は日割り計算とする。）
- 工程管理システム
- 運行管理システム
- 受発注管理システム

【補助対象とならない経費 例】

- ホームページの作成・改修費
- マイクロソフト office（365 含む）等の一般事務用ソフトウェア
- O S 更新料、既に導入しているソフトウェアの更新料
- I T サービスの利用に要するサーバーの月額・年間利用料
- セキュリティ対策ソフトウェア

③施設工事費（補助上限額：100万円）

機械装置等を設置するために必要な最低限の改修工事に要する経費

- ・①機械装置等費や②ITサービス導入費の機械やサービスの導入に伴い発生する工事を外注で行う場合のみが補助対象となります。
- ・施設工事費のみでの申請はできません。
- ・施設工事費の申請を行い交付決定された場合には、実績報告時に必ず工事箇所の施工前・施工中・施工後の写真（実施した工事内容が分かるもの）の提出が必要です。
- ・「1式」「1組」と記載された見積書は不可。内訳の分かるものとしてください。
- ・単価50万円（税抜）以上の施設工事費は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。（P.38 VI **1 財産処分の制限**参照）

【補助対象となる経費 例】

- 大型機械導入に係る動線変更工事
- 機械の導入に必要な電源工事

【補助対象とならない経費 例】

- 機械装置やITサービスの導入に付随する電気や床等の工事ではなく、単独で行う工事



【Q & A】

Q1：補助事業者であるA社がB社に発注し、経費の1/2をB社に払い、残り1/2はA社の親会社のC社からB社に支払ったが、当該経費は補助対象となるか？

A：A社が全額を支払っていないため、補助対象外です。全額補助対象とするには、令和8年2月28日（土）までに、残りの1/2をA社がB社へ支払う必要があります。

Q2. システムの月額利用場合は、補助対象経費はどのように算出するのか？

A：事業実施期間分のみ対象となります。ただし、使用日数が1月に満たない月は日割となります。例えば、月単価1万円（税抜）の利用料を12月16日付で12か月間分契約するとともに、料金を事業実施期間内に12万円を支払い、補助事業完了日が令和8年2月28日（土）の場合は、2か月と13日間分が対象となり、2か月分2万円と、 $1万円 \div 28日 \times 13日 = 4,642$ 円の、合計24,642円が補助対象となります（円未満切捨て）。

なお、月額使用料の支払いが翌月払いとなっている場合は、事業実施期間内に支払いが完了した日数分のみが補助対象となります。

Q3. 40万円の経費を2回に分け、1回目の支払いで頭金20万円を、2回目として補助事業実施期間終了後に20万円をそれぞれ銀行振込で支払った。この場合は補助対象となるか？

A：すべての支払いが補助事業実施期間内に終わっていないため、全額補助対象となりません。

Q4. 最初の契約や登録をしたのが交付決定日より前だが、自動更新日や変更契約・登録日が交付決定日以降の場合、その経費は補助対象となるか？

A：最初の契約や登録をしたのが交付決定日より前であるため、補助対象となりません。

【Q & A】

Q5. 発注又は契約後に金額が変わった場合はどのような書類を提出すればよいか？

A：承認が必要な場合がありますので、必ず事前に事務局に連絡をしてください。事務局の承認を得てから変更後の金額で再発注又は変更契約を行い、その際発注先と交わした発注書や変更契約書を実績報告でご提出ください。

Q6. 補助事業者であるA社が振込により小売り業者であるB社から機械を購入した。A社が実績報告時に提出する発注書や納品書等について、B社が仕入れ先メーカーであるC社と交わした発注書や納品書を提出してもよいか？

A：A社とA社の直接の支払先B社との間に交わされた発注書や納品書等ではなりません。また、A社がC社に支払っている振込の証明（又は領収書）も不可となります。

11 補助対象外経費について

次に該当する経費は補助対象となりません。

- ア) 補助事業の目的に合致しないもの
- イ) 国・県・市町村が補助する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と重複する事業にかかる経費
- ウ) 必要な経費支出の証拠書類等を用意できないもの
- エ) 補助対象経費の導入に直接関連のない経費又は関連するか判断が難しい経費
- オ) 交付決定日より前、又は令和8年3月1日以降に発注・契約・登録・申込等、納品・工事完了等、支払い（前払い含む）を実施したもの
- カ) 県外調達理由書の提出がなく、県内に事業所を構える事業者以外から調達した経費
- キ) 銀行振込及び口座振替（クレジットカード払い・デビットカード払い含む）以外の決済方法で支払われた経費
- ク) 申請書や交付決定通知書等に記載の申請者名（法人：法人名、個人事業主：個人名）以外の名義の口座で決済された経費、また、申請書や交付決定通知書等に記載の申請者名以外の名義のクレジットカードで決済された経費
- ケ) 自社で使用しない製品、商品、サービス等
- コ) 一般価格や市場価格と比較して、高額である経費
- サ) 本体価格に比して、高額な運搬費（送料）
- シ) 公租公課（消費税やナンバー取得費、車庫証明書取得費用等）
- ス) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- セ) 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ソ) 消耗品（短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗する物品等又は税抜単価1万円未満の物品に該当する経費）
- タ) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- チ) 通常業務や他の取引と混合して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分し難い経費
- ツ) 自社内部の取引によるもの又は資本関係がある事業者への発注
- テ) 申請者の代表者（個人を含む）又は役員が、一人でも代表者（個人を含む）又は役員に就いている事業者への発注
- ト) 申請者の代表者（個人を含む）の親族（3親等以内）又は役員の親族（3親等以内）が一人でも代表者（個人を含む）又は役員に就いている事業者への発注
- ナ) オークション市場による購入（インターネットオークションを含む）
- ニ) フリマアプリ等匿名による取引による購入
- ヌ) 講習会・勉強会・セミナー研修等の参加費や受講費等
- ネ) 専門家に対する報酬・謝金等（コンサル料に該当するものを含む）
- ノ) 免許・特許等の取得・登録費、特許等の使用料、利用料
- ハ) 役員報酬、人件費、役務費
- ヒ) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- フ) 割引金額（ポイント払い、商品券等での支払い等も含む）
- ヘ) 購入額の一部又は全額に相当する金額が、名目に関わらず口座振込や現金、貸付により申請者へ直接又は第3者を通して戻すもの（商品券等による還元を含む）
- ホ) 他の事業者から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の案件に係る経費
- マ) 本補助金を利用しての不適切な相互発注とみなされる経費
- ミ) 契約業務内容を生業としていない事業者へ外注した経費
- ム) フランチャイジーからフランチャイザーに発注する経費
- メ) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

Ⅱ 申請手続きについて

1 申請方法について

(1) 電子申請【原則】

ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r7.html>) に掲載のリンクから電子申請システムにアクセスして、**2 申請書類等について**に記載の書類をご提出ください。

※1 公募期間中に提出された申請は全て審査を行います（先着順ではありません）。

公募期間 令和7年9月8日（月）9時～ 令和7年10月3日（金）17時（受信有効）

※2 公募期間終了後において、一度提出したあとの申請内容の変更（経費を新しく追加する等）は認められません。また、採択されたあとで補助事業の経費の追加又は内容の変更を行う場合には別途審査を行うため、時間を要する場合があります。なお、内容によっては認められない場合もありますので、ご注意ください（P.37 V **1 事業計画の変更等**参照）。

(2) 郵送申請

電子申請システムを使用できない事業者のみ郵送で受け付けます。（消印が押印される方法でご郵送ください。持ち込み、宅配便（ゆうパックを含む）による申請は受け付けません。）

※1 公募期間中に提出された申請は全て審査を行います（先着順ではありません）。

公募期間 令和7年9月8日（月）9時～ 令和7年10月3日（金）（当日消印有効）

※2 料金後納郵便・別納郵便は消印が押印されませんので、到達日を消印日として扱います。トラブル防止のため、到達日の分かる方法で送付してください。

○ 用紙のサイズは、A4版で統一し、すべて片面印刷にしてください。

○ 写真はA4用紙に貼り付けるか、撮影した画像をA4用紙で出力しご提出ください。

○ **2 申請書類等について**の①～⑱の書類は、番号順に綴ってください。

○ 鉛筆や消えるペンで記入しないでください。

○ 書類には、左側2か所にパンチで穴を空け、綴ってください。

○ 公募期間終了後において、一度提出したあとの申請内容の変更（経費を新しく追加する等）は認められません。また、採択されたあとで補助事業の経費の追加又は内容の変更を行う場合には別途審査を行うため、時間を要する場合があります。なお、内容によっては認められない場合もありますので、ご注意ください（P.37 V **1 事業計画の変更等**参照）。

○ 提出された書類は返却できません。提出前にもう一度よくご確認ください。

○ 書類の控えや切手を貼付した返信用封筒が同封されている例がありますが、書類の控えへの収受印の押印や返送には対応いたしません。これらの同封はしないでください。

※審査を速やかに実施するため、ご協力をお願いします。



注意事項

○令和6年10月1日より、郵便料金が改定されています。旧料金のレターパック利用など、料金不足にご注意ください。なお、お送りいただいた郵送物が料金不足の場合は、開封せず受け取らない対応とさせていただきます。

○提出書類について確認事項がある場合には、生産性向上補助金事務局から確認の連絡を行うことがありますので、速やかなご対応をお願いします。また、申請書類一式のコピーをお手元にお持ちください。

書類送付先

〒231-0033

横浜市中区長者町5-60 NTT長者町ビル2F

テルウェル東日本株式会社内 生産性向上補助金事務局 宛

2 申請書類等について

＜チェックリスト＞※県ホームページ（表紙に記載の URL 参照）からダウンロードできます。

①交付申請チェックリスト（郵送の場合のみ提出してください）

＜申請様式＞ ※電子申請の場合は、システム入力により自動作成されます。

システム入力が終わりましたら、提出前に必ず作成した様式をダウンロードし、お手元に保存してください。審査にあたり、確認のご連絡をする場合があります。

※郵送申請の方は、県ホームページからダウンロードしてください。

※県ホームページ上に記載例を掲載しています。

②様式 1 補助金交付申請書

③様式 1－2 役員等氏名一覧表

④様式 1－3 補助事業計画書

⑤様式 1－4 経費予算書

⑥様式 1－5 県外調達理由書（県外事業者から調達する場合のみ）

⑦様式 1－6 米国関税等影響理由書（加点を受ける方のみ）

＜添付書類＞

⑧申請する経費の「見積書」等

⑨申請する経費の「カタログ」等

⑩事業実施場所（機器設置の場合は、設置場所）の現況写真等

⑪工事前の現況写真、更新前の EC サイトの画面を URL が分かるように出力したもの（該当する場合のみ）

⑫決算書等（直近 2 期分）

⑬履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人のみ、申請日時点で発行日から 3 か月以内）

⑭県税の未納がないことを証する納税証明書（申請日時点で発行日から 3 か月以内、納期が到来しているが納期限を迎えていない課税がある場合は、県税に滞納がないことを証する納税証明書）

⑮営業許可証等（行政上の許可等が必要な業種を行っている場合のみ）

⑯パートナーシップ構築宣言にかかる宣言書（加点を受ける方のみ）

⑰事業継続力強化計画（単独型・連携型）の認定を受けていることを証する書類又は申請していることが分かる書類（加点を受ける方のみ）

⑱事業承継計画書（加点を受ける方のみ）

＜添付資料の説明＞

⑧申請する経費の「見積書」等

- ・申請する経費の具体的な内容や型番、単価、数量を確認することができる「見積書」をご提出ください（「1式」「1組」と記載された見積書は不可。内訳の分かるものとしてください）。また、審査にあたり、相見積書の提出を求める場合があります。
- ・物品購入の申請を行う場合は、パンフレットやカタログ、ウェブサイトの画面を出力したものでも可ですが、具体的な機能や仕様・型番、単価が確認できるものをご提出ください（複数購入する場合は、手書きで数量と総額を記載してください（例：@10,000円（税抜）×5台＝50,000円）。様式1－4に記載するのは総額です。）。
- ・「中古品」の申請を行う場合は、適切な許可を受けている業者からの見積書である必要があるため、古物商許可証番号が記された書類の提出を求めることがあります。
- ・見積書について、補助対象経費とそれ以外の経費について区分されていない場合や、補助対象経費の導入に関連するものであるか判断が難しい場合は、補助対象外となる可能性があるため、明確に関連がある経費のみ記載した見積書をご提出ください。
- ・法人に見積書を依頼する場合は、法人名・代表者名及び所在地が必ず明記されているものをご提出ください。
- ・個人事業主に見積書を依頼する場合は、代表者名及び所在地が必ず明記されているものをご提出ください。
- ・外貨建ての見積書の場合は、見積日の為替レートが確認できる資料を添付してください。
- ・外国語で記載の見積書等を提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。外国語で記載の書類だけでは審査を行うことができません。
- ・補助対象経費であることを確認するため、追加で次の書類等の提出を求めることがありますので、速やかに対応ください。定められた期限までに提出されない場合は、該当の経費は補助対象外となる可能性があります。

例）相見積書、仕様書、施工（工事）計画書、打合せ資料、賃貸借契約書、帳簿、収益事業開始届出書、住民票、戸籍謄本 など

⑨申請する経費の「カタログ」等

- ・申請する設備の外観やスペックが分かる資料を添付してください。
- ・カタログ等の分量が多い場合は、該当ページのみ添付してください。

⑩事業実施場所（機器設置の場合は、設置場所）の現況写真等

- ・事業実施場所の外観写真及び機械等の設置や工事を行う場所の様子が分かる写真
例）工場に工作機械を入れる場合、工場外観の写真及び工場内の機械設置場所の写真を添付してください。
- ・「施設工事費」の申請を行う場合は、写真と併せて施工前の図面及び施工後の図面をご提出ください。施工前の図面がない場合は、施工後の図面と比較して変更箇所が明確になる概略図をご提出ください。施工前後で変更の内容が確認できない場合、「事業有効性審査」の「生産性向上促進事業の実現可能性・収益性」を満たすと判断できない可能性があります。その他工事の内容が分かりづらい場合は、イメージ図を作成し併せてご提出ください。

⑪工事前の現況写真、更新前のECサイトの画面をURLが分かるように出力したもの（該当する場合のみ）

※申請する経費にECサイトが含まれる場合のみ提出が必要

- ・「更新前のECサイトの画面」は、ECサイトの画面をURLが分かるように出力し、更新する箇所を全てご提出ください。

⑫決算書等（直近2期分）

法人の場合
直近2期分の貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書（作成している場合のみ）・販売費及び一般管理費明細書 ※直近2期分とは、令和6年4月～令和7年3月の間に到来する決算期と、その1期前の分 ※残高試算表ではありません。 ※創業後2度目の決算期を迎えていない場合は1期分をご提出ください。
個人事業主の場合（ア又はイ）
ア）青色申告者：直近2期分の所得稅青色申告決算書（1～4面） イ）白色申告者：直近2期分の収支内訳書（1・2面） ※直近2期分とは、令和5年分と令和6年分 ※令和6年1月1日以降に開業した場合は、令和6年の申告書に加えて開業届を添付してください。

⑬履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人のみ、申請日時時点で発行日から3か月以内）

⑭県税の未納がないことを証する納税証明書（申請日時時点で発行日から3か月以内、納期が到来しているが納期限を迎えていない課税がある場合は、県税に滞納がないことを証する納税証明書）

※申請方法は次頁

納税証明書の窓口での請求先(<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a002/001.html>)

横浜県税事務所、神奈川県税事務所、緑県税事務所、戸塚県税事務所、川崎県税事務所、高津県税事務所、相模原県税事務所、相模原県税事務所津久井支所、横須賀県税事務所、平塚県税事務所、藤沢県税事務所、小田原県税事務所、厚木県税事務所

⑮営業許可証等（行政上の許可等が必要な業種を行っている場合のみ）

※これから許可を受ける場合は、実績報告時にご提出ください。

⑯パートナーシップ構築宣言にかかる宣言書（加点を受ける方のみ）

※宣言内容が分かり、記名のあるものをご提出ください。

⑰事業継続力強化計画（単独型・連携型）の認定を受けていることを証する書類又は申請していることが分かる書類（加点を受ける方のみ）

※申請中の場合は事業継続力強化計画電子申請システムの「申請履歴画面（ステータスが（受付済）または（審査中）であること」の写し等申請していることがわかる書類をご提出ください。

※認定済みの場合は、交付申請日時点が認定期間内であることが必要です。

⑱事業承継計画書（加点を受ける方のみ）

※計画書に有資格者の裏書きがあるものをご提出ください。

申請者自らが作成に全く関与していない申請や不正受給につながる申請について

本補助事業は、申請者自らが申請書及び補助事業計画書を作成した上で行う生産性向上に係る取組を支援するものです。外部のアドバイスを受けること自体は問題ありませんが、申請者自らが検討しているような記載が見られない場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。交付決定した後においても、補助金の支払いまでに上記の事実が判明した場合には交付決定を取り消します。

また、実質的に自己負担がないような申請方法で勧誘している、との通報が複数寄せられる業者との契約が含まれている場合などを含め、不正受給と見受けられる申請は不正受給でない経費も含めて全額補助の対象にはなりません。

交付決定した後においても、不正受給の通報が寄せられた場合には交付決定を取り消します。

また、一部の悪質な業者が、補助金の申請を代行すると称し、作業等にかかる費用等とは乖離した成功報酬等の費用を申請者に請求する事例もあるため、十分にご注意ください。なお、成功報酬等と称される費用、申請書作成セミナーと称される費用や補助金申請等にかかる経費は補助対象外です。

※納税証明書の請求について

県税の未納がないことを証する納税証明書とは
神奈川県税全般に対する未納がないことを証する書類になります。次のように記載し、各「県税事務所」において、証明書の交付を受けてください。

施行規則第47号様式

処 理	主 任	照 合 済 者	副 主 幹	課 長	副 所 長
起 案	・ ・				(一括決裁)
決 裁	・ ・				
施 行	・ ・				

納税証明書交付請求書

令和 年 月 日
神奈川県 事務所長 殿

納税者本人（法人にあっては代表者）以外の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。

請 求 者
(窓口に来られた方)

住（居）所又は所在地

納税者が法人で、代表者の方が
窓口に来られた場合は、法人の
所在地・法人名・代表者氏名等を
記入してください。

氏 名 又 は
法人名及び代表者氏名

電 話 番 号 (- -)

営 業 所 所 在 地

納 税 者
(証明を受ける方)

氏 名 又 は 法 人 名

(請求者と同一の場合は記載を省略できます。)

次のとおり証明を受けたいので、請求します。

※ □に レ点 チエ	使用の 目 的	☐ 入札参加 ☐ 金融機関等提出 ☐ 建設業許可申請 ☐ 建築関係申請 ☐ 建築関係申請 ☐ 建築関係申請 ☐ 公益社団法人等の認定・更新 ☒ その他 (補助金申請のため)
	証明を受けようとする事項	
	税 目	年度区分等
		証明 内 容
		※年は和暦で記入してください。
	☒ 県 税	☒ 未納の徴収金がないこと ☐ 過去 () 年以内に滞納処分を受けていないこと
	☐ 個人事業税	☐ 課税額、納付済額及び未納額 ☐ 未納の徴収金がないこと
	☐ 不動産取得税	☐ 課税額、納付済額及び未納額 ☐ 未納の徴収金がないこと
	☐ () 税	☐ 未納の徴収金がないこと
	県処理欄	必要枚数
	個人番号カード 運転免許証 健康保険証 税理士 行政書士 その他 ()	1 枚
		手数料
		預かり金
		約 銭
		納付方法

赤枠内にチェック及び記入してください。

備考・個人番号カード、運転免許証、健康保険証等本人（法人にあっては、代表者本人）であることが確認できるものを提示してください。
また、代理人が請求する場合は、委任状を提出するとともに、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。
・金融機関等で納付されたから、県で確認できるまで日数がかかります。納付して間もない場合は、領収証書の原本をお持ちください。
・法人二税をクレジットカードで納付した場合、納付手続き日を申し出ていただくことがあります。

納税証明書の詳しい請求方法については、神奈川県のホームページ「納税証明書の請求方法について」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a004/001.html#sonohoka>
(納税証明書交付請求書（一般用）を使用して請求してください。)



【正誤表】

発行者	証明内容	
	県税全般に未納がない証明	事業税等の納税証明
県税事務所	○	×
税務署(国)	×	×
市税事務所	×	×

3 消費税等の計算について

(1) 消費税等は補助対象となりません。経費予算書の金額は、すべて税抜金額で記載してください。

※税込価格しか分からない(内税表示)経費の場合の税抜価格(補助対象経費)の計算方法

- ① 税込価格に $100/110$ を掛けて1円未満の端数を切り上げた金額を税抜価格(補助対象経費)とします。
- ② ただし、①の計算方法により算出した税抜価格に $110/100$ を掛け、1円未満の端数を切り捨てた金額が、元の税込価格を超える金額となる場合については、①の計算方法によらず、税込価格に $100/110$ を掛けて1円未満の端数を切り捨てた金額を税抜価格(補助対象経費)とします。

[計算例]

- ① 10,000 円(税込価格) $\times 100/110 = 9,090.9090\dots$

補助対象経費(税抜価格): 9,091 円(1円未満の端数を切り上げた金額)

- ② 100,000 円(税込価格) $\times 100/110 = 90,909.0909\dots$

90,910 円(1円未満の端数切り上げ金額) $\times 110/100 = 100,001$ 円(1円未満の端数を切り捨てた金額)

元の税込価格 100,000 円を超えてしまうため、90,909.0909... の1円未満の端数を切り捨てる。

補助対象経費(税抜価格): 90,909 円(1円未満の端数を切り捨てた金額)

(2) 値引きについて

Q. 工作機械を見積もり依頼したら、値引きを受けた。この場合、補助対象経費にできる税抜価格はいくらと算出すべきか?

●見積書等における記載の例

(例1) 品代 10,500,000 円
▲値引き -500,000 円
消費税 1,000,000 円

合計 11,000,000 円

(例2) 品代 10,000,000 円
消費税 1,000,000 円
▲値引き -1,000,000 円

合計 10,000,000 円

⇒ (例1) の場合は、消費税額計算前に「値引き」が記載されているため、値引き後の品代(税抜)は単純に「10,500,000 円 - 500,000 円 = 10,000,000 円」です。

⇒ (例2) の場合は、「品代 + 消費税 - 値引き = 10,000,000 円」なので、

品代の金額(税抜) = $10,000,000 \times 100/110 = 9,090,909$ 円

消費税相当額 = $10,000,000 \times 10/110 = 909,091$ 円

となりますので、税抜の補助対象経費は「9,090,909 円」となります。

※このようなケースの場合には、補助対象経費の算出根拠となる計算式等のメモを証拠書類に加筆してください。

※物品の購入にあたり本来支払うべき金額の一部又は全部を、ポイント等を利用して支払った場合は、値引きと同様の取扱いとして、ポイント等の利用分は補助対象外となります。

Ⅲ 補助事業の実施等について(必ず事業実施前にお読みください)

1 補助事業の実施

事業実施期間は交付決定日から令和 8 年 2 月 28 日(土)までとなります。

交付決定された場合は、県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業（交付決定を受けた事業）に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了後に所定の実績報告書類を提出していただきます。

補助対象となる支払い方法は、銀行振替及び口座振替のみです。銀行振替及び口座振替は、交付決定通知書に記載した申請者名（法人：法人名、個人事業主：個人名）の口座で行ったもののみが対象となります。また、口座振替のうちクレジットカードでの支払いについては、カード名義が申請者と同一であること、支払（決済）日が補助対象期間内であること、1 回払いであることが補助対象経費の条件となります。



注意事項

交付決定された経費であっても、事業の実施中や実績報告の審査、事業完了後の検査等により補助対象外経費であることが判明した場合は、交付決定の取消しや交付決定額の減額、補助金の返還となります。

2 補助事業の完了

補助事業の完了とは、令和 8 年 2 月 28 日（土）までに「納品・工事完了等」及び補助事業に係る「経費の支払いを完了」し、かつ交付決定された事業計画書の目的及び内容どおりに補助事業を遂行していることを言います。補助事業が完了していなければ、補助金の交付（支払い）対象となりません。

○補助事業の完了の例

- ・機械装置等 ⇒ 納品完了（設置工事は設置完了まで）、支払いの完了
- ・EC サイト作成 ⇒ EC サイトがインターネット上に一般向けとして公開、支払いの完了
- ・システム導入 ⇒ 導入完了、支払いの完了
- ・施設工事 ⇒ 前金支払い、工事完了、残金支払い完了



注意事項

補助金の交付を受けるためには、経費に対する支払いが全額完了している必要があります。令和 8 年 3 月 1 日（日）に、一部でも未払いの金額があると、当該経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

IV 実績報告について(必ず事業実施前にお読みください)

1 実績報告書類の提出期限

補助事業が完了した場合には、速やかに実績報告書類を生産性向上補助金事務局にご提出ください。
提出期限は、令和8年3月6日(金)です。

補助事業が完了した日(納品・工事完了等及び経費の支払いが完了した日)から30日を経過した日
又は令和8年3月6日(金)のいずれか早い日までに実績報告書類を提出する必要があります。



注意事項

提出期限までに実績報告書類の提出がないと、補助金の支払いができなくなりますので、
十分にご注意ください。

交付決定後、事業の実施や実績報告提出についてのご質問は、必ず交付決定を受けた事業者
自身が生産性向上補助金事務局へお問い合わせいただくようお願いします。

2 実績報告書類等の提出方法

(1) 電子申請【原則】

ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r7.html>) に掲載のリンクからポータルサイトにアクセスして、**3 実績報告書類等**に記載の①～⑩（⑨⑩は該当する場合のみ）の書類をご提出ください。

(2) 郵送申請

電子申請システムを使用できない事業者のみ郵送で受け付けます。（消印が押印される方法でご郵送ください。持ち込み、宅配便（ゆうパックを含む）による申請は受け付けません。）

※料金後納郵便・別納郵便は消印が押印されませんので、到達日を消印日として扱います。トラブル防止のため、到達日の分かる方法で送付してください。

- 用紙のサイズは、A4版で統一し、すべて片面印刷にしてください。
 - 写真はA4用紙に貼り付けるか、撮影した画像をA4用紙で出力しご提出ください。
 - **3 実績報告書類等**の①～⑩（⑨⑩は該当する場合のみ）の書類は、番号順に綴ってください。
 - 鉛筆や消えるペンで記入しないでください。
 - 書類には、左側2か所にパンチで穴を空け、綴ってください。
 - 一度提出したあとの実績報告内容の変更（経費を新しく追加する等）は認められません。
 - 提出された書類は返却できません。提出前にもう一度よくご確認ください。
 - 書類の控えや切手を貼付した返信用封筒が同封されている例がありますが、書類の控えへの収受印の押印や返送には対応いたしません。これらの同封はしないでください。
- ※審査を速やかに実施するため、ご協力をお願いします。



注意事項

- 令和6年10月1日より、郵便料金が改定されています。旧料金のレターパック利用など、料金不足にご注意ください。なお、お送りいただいた郵送物が料金不足の場合は、開封せず受け取らない対応とさせていただきます。
- 提出書類について確認事項がある場合には、生産性向上補助金事務局から確認の連絡を行うことがありますので、速やかなご対応をお願いします。また、申請書類一式のコピーをお手元にお持ちください。

書類送付先

〒231-0033

横浜市中区長者町5-60 NTT長者町ビル2F

テルウェル東日本株式会社内 生産性向上補助金事務局 宛

3 実績報告書類等

＜チェックリスト＞※県ホームページ（表紙に記載の URL 参照）からダウンロードできます。

①実績報告チェックリスト（郵送の場合のみ提出してください）

＜報告様式＞ ※電子申請の場合は、システム入力により自動作成されます。
システム入力が終わりましたら、提出前に必ず作成した様式をダウンロードし、お手元に保存してください。審査にあたり、確認のご連絡をする場合があります。
※郵送申請の方は、県ホームページからダウンロードしてください。
※県ホームページ上に記載例を掲載しています。

- ②様式 5 補助金実績報告書
- ③様式 5－2 補助事業報告書
- ④様式 5－3 経費決算書
- ⑤様式 5－4 補助金取得財産管理台帳

＜添付書類＞

⑥県から補助金の支払い（振込み）を受ける金融機関の通帳

※金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号、口座名義人（カタカナの名義含む）が確認できる、通帳の表紙を 1 枚めくった見開きのページや、インターネットバンキングの画面キャプチャ。

※交付決定を受けた補助事業者（法人又は個人事業主）の名義に限ります。

⑦経費支出の証拠書類（発注書等・納品書等・銀行振込明細書、領収書等）

※詳細は P. 33～35 をご確認ください。

⑧事業実施の証明書類（写真等）

※詳細は P. 36 をご確認ください。

⑨営業許可証等

※見込みのため、申請時に提出していない事業者のみ

⑩事業継続力強化計画認定書等

※申請中のため、申請時に認定書を提出していない事業者のみ

実績報告書類の提出時までには認定を受ける必要がありますのでご注意ください。



注意事項

提出書類に不備等があった場合には、生産性向上補助金事務局から修正や追加の書類提出を依頼することがあります。これらの提出がない、又は応じることができない経費については、補助対象として認められませんので、速やかなご対応をお願いします。

（例）経費支出の証拠書類（納品書など）の日付が、事業実施期間外になっているものは補助対象経費として認められません。

4 経費支出の証拠書類等について

証拠書類が確認できない場合は、補助対象となりませんので、必ず書類を整えてください。

適正な経費支出の確認のため、次の（１）及び（２）の書類の提出が必要です。いずれかが不足していた場合、補助対象となりませんので必ずご提出ください。

経費支出の確認書類は、１取引（１契約）ごとに発注書、納品書、銀行振込明細書等を時系列順に添付してください。

なお、適正な経費支出であることを確認するため、（１）と（２）で示す書類以外にも、追加提出を求めることがありますので、速やかに対応ください。

（１）経費支出の証拠書類

補助事業に係る、発注から納品、代金の支払いまでの一連の流れが確認できる書類。

なお、すべての書類が、補助事業の実施期間である交付決定日から令和８年２月２８日（土）までの日付でなければなりません。

※銀行振込及び口座振替（クレジットカード払い・デビットカード払い含む）以外の決済方法で支払われた経費は対象外となります。

① 発注内容が確認できる書類（事業着手日が交付決定日以降であることの確認のため）

次のうちいずれかの書類。振込みで支払った経費の内容（製品名と型番、サービス名、工事内容及びその数量など）が確認でき、発注金額、発注元及び発注先の事業者名の記載があり②③の書類の内容と同一であるもの。また、日付の記載も必要であり、事業実施期間内であることが確認できなければなりません。

【次のうちいずれかの書類】

- ・発注書
- ・契約書
- ・申込書
- ・注文した際の電子メール又はファクシミリ
- ・相手業者からの受注確認書又は請書
- ・登録完了画面/注文完了画面/注文履歴
- ・その他発注内容が分かる書類

【以下の内容が記載されているか】

- 経費の内容（製品名と型番、サービス名、工事内容及びその数量など）
- 発注金額
- 発注元及び発注先の事業者名（㊟、㊟と同一事業者名）
- 日付

※発注書等で金額の確認ができない場合は、金額が確認できる書類（請求書、領収書等）を併せてご提出ください。

② 納品や工事完了等が確認できる書類

次のうちいずれかの書類。発注した経費の内容（製品名と型番、サービス名、工事内容及びその数量など）と納品場所が確認でき、発注元及び発注先の事業者名の記載があり①③の書類の内容と同一であるもの。また、日付の記載も必要であり、事業実施期間内であることが確認できなければなりません。

【次のうちいずれかの書類】

- ・納品書
- ・完了報告書
- ・工事完了書
- ・送付先が補助事業者の住所と一致している
発送完了画面又はメール
- ・検収書
- ・その他物品やサービスなどを受け取った、
又は完了したことが確認できる書類

【以下の内容が記載されているか】

- 経費の内容（製品名と型番、サービス名、工事内容及びその数量など）
- 発注元及び発注先の事業者名
（①、②と同一事業者名）
- 日付
- 納品場所（住所）

③ 支払の証明書類

ア 銀行振り込みの場合（原則）

次のうちいずれかの書類。振込者名義、振込先名義、日付、金額が確認できるもの。

【次のうちいずれかの書類】

- ・銀行振込明細書
[ATM から出力されるご利用明細票]
- ・振込金受取書[窓口で振り込んだ場合]
- ・預金通帳の該当ページ
(預金通帳が補助事業者のものであることが確認
できるよう撮影)
- ・当座勘定照合表[当座預金の場合]
- ・ネットバンキングの決済画面を出力したもの
(処理状況が、振込済・承認済・完了済となっ
ているもの)

など

【以下の内容が記載されているか】

- 振込者名義
- 振込先名義
(①、②と同一事業者名)
- 日付
- 金額

※ネットバンキング決済の画面キャプチャの場合、処理状況が【受付済み】のものでは証明になりません。必ず、完了等資金の移動が確認できる証明を添付してください。

※支払い金額が、発注書等の金額と一致しない場合は、その差額の経費が確認できる書類（請求書、領収書等）が必要となります。

イ クレジットカード払いの場合

次の（ア）と（イ）の書類を提出してください。

なお、一括払いのみ補助対象とします。クレジットカードの分割払いは、補助の対象になりませんので、ご注意ください。また、法人の場合は、法人カードによる支払いのみ補助対象です。代表者個人のカードでの支払いは、補助対象になりませんのでご注意ください。

（ア） カード会社から発行される取引した月の「カードご利用代金明細書」

補助対象経費の金額が分かるページ及び当該月の利用額の合計金額が分かるページ

※カード会社からの「カード利用代金明細書」の郵送が月末になる場合など、実績報告提出期日まで提出できない場合は、到着次第、「支払完了報告書（様式6）」と併せてご提出ください。

(イ) クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※申請書や交付決定通知書等に記載の補助事業者名（法人：法人名、個人事業主：個人名）の口座で引き落とされていない場合は、補助対象になりませんので、ご注意ください。

※当座預金の場合、当座勘定照合表



注意事項

◆クレジットカードによる支払いに係る口座からの引落としが令和8年3月1日（日）以降となる場合クレジットカードでの支払いの場合、利用日（決済日）が令和8年2月28日（土）までであれば補助対象となります。口座からの引落とし日が令和8年3月2日（月）以降になる場合は、引落とし完了後速やかに「支払完了報告書（様式6）」と「③決済口座の通帳の該当部分」をご提出ください。

(2) 事業実施の証明書類

各経費につき、補助事業を実施したことが確認できる資料が必要です。

① 機械装置等費

○購入した機械装置の写真（a～d すべて提出、原則カラー）

- a. 機械装置等設置場所の搬入前・搬入時・搬入後の写真
- b. 全体の写真（事業実施場所の背景が確認できるもの）
- c. 型番・製造番号が確認できる部分の写真（番号が視認できるもの）
- d. 50 万円以上のオプション機能を計上している場合は、その内容が確認できる部分の写真（内蔵されている場合は除く）

※同じ設備や部品を複数導入した場合は、複数の設備等が 1 枚の写真に収まるよう撮影するか、シリアルナンバーの写真により、複数台導入を証明してください。

※車輛の場合は車検証（名義変更日が確認できるもの）も必ずご提出ください。

② IT サービス導入費

○EC サイト作成・更新 ⇒ EC サイトの画面を URL が分かるように出力したもの

○システム導入

- ・利用画面（2 枚程度、原則カラー）
- ・利用マニュアル
- ・仕様書（システム開発の場合のみ）

③ 施設工事費

○写真（原則カラー）

- ・工事箇所の施工前・施工中・施工後の写真

○詳細見積り、施工図面、仕様書等、工事の具体的な内容が分かる書類（交付申請時に提出していない場合）

◆なお、(1)「経費支出の証拠書類」と(2)「事業実施の証明書類」における必須書類以外にも、適正な補助対象経費の支出であることを確認するため、追加で下記の書類等の提出を求めることがあります。その際は、速やかに対応ください。定められた期限までに提出されない場合は、該当の経費は対象外となる可能性があります。

- ・請求書、仕様書、施工(工事)計画書、図面(設計図、施工図)、打合せ資料、カタログ、パンフレット、チラシ、金額の内訳が確認できる明細等、近景遠景写真、賃貸借契約書、事業所の外観写真、住民票、戸籍謄本、預金通帳の写し(黒塗り不可、取引前後 6 カ月分)、交付決定された事業計画書の目的及び内容どおりに補助事業を遂行しているか確認できる資料 など



注意事項

◆写真や図面は費目ごとに整理をし、下記の点に注意してください。

①機械装置等費：写真（機器設置場所の搬入前＋搬入時＋搬入後＋型番＋製造番号）

※型番と製造番号は見積書や納品書の明細と照合するため、判別する必要があります。

※複数の機械を導入した場合は、機械ごとに整理してください。

③施設工事費：写真（工事箇所の施工前＋施工中＋施工後）＋図面

※写真はいずれも同じ視点から撮影されたものをご提出ください。

※図面上に撮影した視点の方向を矢印で記入してください。

5 実績報告の審査・支払い

補助金は、生産性向上補助金事務局に提出いただいた実績報告書と経費支出の証拠書類等により、補助事業が補助金の目的に沿っており、事業実施期間内（交付決定日～令和8年2月28日（土））に実施され、かつ適正に支出されていることが確認できた後に支払います。補助金の支払いは、不備・不足のない実績報告書類の受理後、1～3か月程度を予定しています。振込日について個別にご連絡はいたしません。

提出された実績報告書を審査した結果、補助金の確定額が交付決定額から減額となる場合は、「額の確定通知書」を送付します。補助金の確定額は千円未満切り捨てです。

なお、生産性向上補助金事務局で提出書類の確認作業中に、書類の内容について照会等を行うことがありますので、提出するものと同様の書類（原本）一式をお手元に保存し、対応できるようにしてください。

V 事業計画の変更・補助事業の廃止について

1 事業計画の変更等

- （1）補助事業は、交付決定の内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の交付目的に沿った範囲内で、補助事業の経費の追加又は内容の変更を希望する場合には、変更する事業の実施前（当該取引の発注・契約前）かつ令和8年1月16日（金）までに、「補助金変更承認申請書（様式2）」及び「経費変更予算書（様式2-2）」を生産性向上補助金事務局へ提出し、承認を受けなければなりません。

変更がある場合は、事前に生産性向上補助金事務局にご連絡ください。

- ・変更の審査には1か月程度かかることがありますので、事前に生産性向上補助金事務局にご連絡ください。
- ・審査にあたり、変更の理由書や変更後の事業に即した内容に修正した補助事業計画書（様式1-3）、変更後の収益計画や新しい図面、見積書等の確認書類を求めることがあります。
- ・変更後の事業への着手は生産性向上補助金事務局からの承認の連絡を受けてから行ってください。
- ・事業目的が変わる等、採択された計画の大幅な変更については認められません。
- ・交付決定額から減額になることはありますが、増額になることはありません。
- ・生産性向上補助金事務局への事前連絡なく事業を変更し、実施した場合は補助金が交付されないことがあります。

※変更の例：工事内容の変更（レイアウトの変更等）、機械装置の型番の変更、発注先の変更 等

- （2）交付決定後、次の項目に変更がある場合には、「登録事項変更届（様式あり・県ホームページからダウンロード可）」を生産性向上補助金事務局へご提出ください。なお、事業実施期間内に補助対象者の要件を満たさなくなった場合には補助金が支払われません。

事業者名（法人名又は屋号）、代表者名、法人番号(13桁)、本社所在地、事業を実施する場所

※個人事業主が法人化する場合又は法人における事業者名・代表者・法人番号・本社所在地の変更の場合には、当該事業者の同一性を確認するため、「登録事項変更届（様式あり）」と併せて変更後の「履歴事項全部証明書」を生産性向上補助金事務局へご提出ください。

2 補助事業の廃止

補助事業者において、交付決定後の事情により補助事業の全部を実施しなくなった場合には、令和8年2月27日（金）までに、「補助金中止（廃止）承認申請書（様式3）」を生産性向上補助金事務局へご提出ください。承認後、「補助金廃止承認通知書」により通知します。

廃止の承認をした事業については、補助金の支払いは行いませんので、ご注意ください。

※令和8年2月28日（土）までに事業が完了しなかった場合や、令和8年3月6日（金）までに実績報告を提出できなかった場合には、「交付決定取消通知書」により交付決定の取消を通知します。交付決定が取消となった場合、補助金の支払いは行いませんので、ご注意ください。

3 補助事業の遅延

補助金の交付は、交付決定日から令和8年2月28日（土）までに実施した事業が対象です。令和8年3月1日（日）以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものは補助対象となりません（P. 7 I 7 事業実施期間参照）。やむを得ない理由により、令和8年2月28日（土）までに「納品・工事完了等」又は「支払い」が完了しない見込みである場合、令和8年1月16日（金）までに生産性向上補助金事務局にご連絡ください。事前の連絡がなく、実績報告の審査において「納品・工事完了等」又は「支払い」が未完了であることが判明した場合、当該経費は補助対象となりません。

VI その他

1 財産処分の制限

（1）補助金により取得したもののうち、単価が50万円（税抜）以上のものは、処分制限財産に該当します。処分制限財産は、補助事業が終わった後も一定の期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、交換、貸付、担保権設定、取壊、廃棄、移転等）が制限されます※。処分制限財産は、「補助金取得財産管理台帳（様式5-4）」に記載し管理してください。処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ（処分する前に）、「補助金取得財産等の処分承認申請書（様式7）」を生産性向上補助金事務局へ提出し、承認を受けなければなりません。提出時期が令和8年4月1日以降になる場合の送付先は、別途ホームページでお知らせします。なお、処分制限財産を処分する場合（承認を受けた場合も含む）、補助金の返還を求めることがあります。返還額は、財産処分時点での残存簿価（場合によっては有償譲渡額、有償貸付額）に補助率を乗じた額になります。詳細はホームページ掲載の「中小企業支援課補助金に係る財産処分等の取扱要領」をご確認ください。

※処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵

省令第15号)」に定める耐用年数に相当する期間（10年以上の場合は10年）となります。

（2）補助金により取得した財産は、県内事業所で使用しなければなりません。県外の事業所に移設し使用した場合は、財産処分の「移転」に該当し、補助金の返還を求めることがあります。

（3）事業完了後に医療法人化するなど、補助対象者の要件を満たさなくなった場合にはその時点で財産処分の対象となり、補助金の返還を求めることがあります。ただし、大企業となった場合には補助金の返還は求めません。

2 補助金の不正行為等に対する処分について

補助事業者が次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- （2）補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱、公募要領若しくは知事の指示、命令に違反したとき
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5）交付決定後に補助対象外経費であることが判明したとき
- （6）補助事業者が、下記のいずれかに該当する場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

ウ 法人にあっては、代表者又は役員の中にアに規定する暴力団員に該当する者があるもの

エ 法人格を持たない団体にあっては、代表者がアに規定する暴力団員に該当するもの

3 書類の管理

補助事業に係る書類（交付申請書等の生産性向上補助金事務局に提出した書類一式、交付決定通知書等の生産性向上補助金事務局から受け取った書類、発注書・請求書等の経費支出の証拠書類等）は、一般の書類と区分し、いつでも閲覧できるようにして、令和18年3月31日まで10年間保存しなければなりません。理由は次のとおりです。

- ・ 生産性向上補助金事務局への書類の提出後、内容についての照会や、不備書類の差し換え等により連絡することがあるため。
- ・ 県が補助事業実施期間中及び完了後に実地検査に入ることがあるため。また、国の会計検査院が補助事業完了後に実地検査に入ることがあるため。

4 県への売上高等の報告

補助金の受領後3年間は、決算書等の提出及び従業員数を県へ報告していただきます。報告様式及び提出先については別途連絡します。

5 フォローアップ

事業完了後に行われる売上高等の報告に基づき、県がフォローアップの必要性があると判断した場合は、(公財) 神奈川産業振興センターが実施する中小企業診断士等の派遣事業を受けていただく場合があります。

6 検査

補助事業の進捗状況確認や、補助金で購入した経費の現物確認、補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の帳簿類や通帳等の検査のため、県が補助事業実施期間中、実績報告審査時及び補助事業完了後に実地検査に入ることがあります。

また、国の会計検査院が補助事業完了後に実地検査に入ることがあります。

補助事業実施期間中及び実績報告審査時の検査に応じていただけない場合、補助金の支払いができなくなる可能性がありますので、ご協力をお願いします。また、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

なお、補助事業の関係先（購入先、外注先等）に補助事業に係る取引を確認するため、経費書類等の提示や実地検査の協力をお願いする場合があります。その際は県から関係先へ検査への協力をお願いすることになりますので、関係先へ周知や照会等についてご協力をお願いします。

Ⅶ 相談機関一覧

団体名	郵便番号	所在地	電話番号
(公財) 神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 4 階	045 (633) 5200 045 (633) 5071
神奈川県中小企業団体中央会	231-0015	横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 9 階	045 (633) 5132
横浜商工会議所	231-8524	横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 8 階	
東部地域活動課		担当区：中・西・鶴見	045 (671) 7519
西部地域活動課		担当区：保土ヶ谷・旭・瀬谷・戸塚・栄・泉	045 (671) 7525
南部地域活動課		担当区：南・港南・磯子・金沢	045 (671) 7529
北部地域活動課		担当区：神奈川・港北・緑・青葉・都筑	045 (671) 7538
川崎商工会議所	210-0007	川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 3 階	044 (211) 4111
相模原商工会議所	252-0239	相模原市中央区中央 3-12-3	042 (753) 8135
横須賀商工会議所	238-8585	横須賀市平成町 2-14-4	046 (823) 0402
平塚商工会議所	254-0812	平塚市松風町 2-10	0463 (22) 2510
鎌倉商工会議所	248-0012	鎌倉市御成町 17-29	0467 (23) 2563
藤沢商工会議所	251-0052	藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館 2 階	0466 (27) 8888
小田原箱根商工会議所	250-0012	小田原市本町 4-2-39	0465 (23) 1811
茅ヶ崎商工会議所	253-0044	茅ヶ崎市新栄町 13-29	0467 (58) 1111
三浦商工会議所	238-0243	三浦市三崎 3-12-19	046 (881) 5111
秦野商工会議所	257-8588	秦野市平沢 2550-1	0463 (81) 1355
厚木商工会議所	243-0017	厚木市栄町 1-16-15	046 (221) 2153
大和商工会議所	242-0021	大和市中央 5-1-4	046 (263) 9112
海老名商工会議所	243-0438	海老名市めぐみ町 6-2	046 (231) 5865
小田原市橋商工会	256-0813	小田原市前川 391	0465-43-0113
逗子市商工会	249-0004	逗子市沼間 1-5-1	046-873-2774
伊勢原市商工会	259-1131	伊勢原市伊勢原 2-7-31	0463-95-3233
座間市商工会	252-0027	座間市座間 2-2887-2	046-251-1040
南足柄市商工会	250-0105	南足柄市関本 961	0465-74-1346
綾瀬市商工会	252-1107	綾瀬市深谷中 5-17-1	0467-78-0606
葉山町商工会	240-0112	三浦郡葉山町堀内 1883-3	046-875-2810
寒川町商工会	253-0106	高座郡寒川町宮山 141-1	0467-75-0185
大磯町商工会	255-0003	中郡大磯町大磯 927-12	0463-61-0871
二宮町商工会	259-0123	中郡二宮町二宮 1156-4	0463-71-1082
足柄上商工会	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領 2083-2	0465-83-3211
山北町商工会	258-0113	足柄上郡山北町山北 1889-36	0465-76-3451
真鶴町商工会	259-0201	足柄下郡真鶴町真鶴 1875-6	0465-68-0033
湯河原町商工会	259-0303	足柄下郡湯河原町土肥 1-7-1	0465-63-0111
愛甲商工会	243-0301	愛甲郡愛川町角田 104-4	046-286-3672
城山商工会	252-0105	相模原市緑区久保沢 2-5-1	042-782-3338
津久井商工会	252-0157	相模原市緑区中野 1029	042-784-1744
相模湖商工会	252-0171	相模原市緑区与瀬 896	042-684-3347
藤野商工会	252-0184	相模原市緑区小淵 1689-1	042-687-2138